

(写)

資料 1

諮 問

鳥取県廃棄物審議会

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成 17 年 10 月 18 日鳥取県条例第 68 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターから提出された事業計画変更届出書について、条例第 30 条第 1 項第 3 号の規定により貴審議会の意見を求めます。

令和 6 年 4 月 14 日

鳥取県地域社会振興部長 盛田 聖一



## 諮 問 理 由

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく施設設置許可手続に先立つ事前調整の手続として、条例第 5 条第 1 項に規定する事業計画書が平成 28 年 11 月 30 日付けで県に提出されました。同時に条例第 6 条第 1 項の規定により提出された周知計画書に基づく周知等の手続が行われ、令和元年 5 月 30 日付けで県からセンターに対し条例第 18 条第 1 項第 3 号に該当するものとして同項の規定により通知を行ったことで、事前調整の手続を終了したところです。

この手続においては、条例第 11 条に基づく意見書として、生活環境保全上の見地からの意見が 167 件提出されました。その後、センターから提出された条例第 14 条に規定する実施状況報告書を受け、県は貴審議会からの意見も踏まえながら条例第 16 条第 1 項第 3 号の「住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。」に該当すると判断し、条例第 17 条に基づく意見調整の手続を行いました。意見調整を行った結果について貴審議会からの意見も踏まえながら、県は条例第 19 条の「事業者の対応が十分と認められ、かつ」、同条第 2 号の「関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。」及び同条第 3 号の「事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。」に該当すると判断して、上述のとおり条例第 18 条第 1 項の規定に基づく通知を行い、手続を終了しました。

このような経過を踏まえると、本件事業には、周辺住民の高い関心が寄せられているものと思われ、この度、令和 6 年 1 月 12 日付けで提出された事業計画変更届書についても丁寧な対応が求められるところです。

ついては、当該事業計画変更届出書に係る条例上の運用について、貴審議会の意見を伺います。